

浜岡原子力発電所の事故を想定した住民の保護強化等を求める意見書

去る3月11日に発生した東日本大震災では、東京電力福島第一原子力発電所において、大量の放射性物質が放出される深刻な事故を引き起こし、原子力発電所に対する国民の信頼を根底から揺るがしている。とりわけ本県内に所在する中部電力浜岡原子力発電所は、東海地震の想定震源域の真上にあるため、本県では地震・津波と原子力災害が同時に発生した場合の安全対策を県民から求められている。

また、福島第一原子力発電所の事故において、周辺20キロメートル以内の住民には域外避難、30キロメートル以内の住民には屋内避難の指示が出された。このことはEPZを原発周辺10キロメートルとする現在の規定では不十分であったことを示しており、国の原子力安全委員会の作業部会からは、「緊急防護措置計画範囲」(UPZ)として30キロメートルに拡大する案が示されている。

浜岡原子力発電所を中心とした半径30キロ圏内には東海道新幹線、東名高速道路、静岡空港に加え、来年初夏に開通予定の新東名高速道路も含まれるため、発災時に保護対象となる人数は想定することが出来ないほど多数になる可能性がある。

よって国においては、浜岡原子力発電所の立地における特殊性に鑑み、下記事項について早急に実現するよう強く要望する。

記

- 1 自然災害と原子力災害の複合災害が発生した場合の避難基準や避難方法を確立すること。
- 2 通常の災害対策物資に加え、放射能対策特有の装備や医薬品及びモニタリング機器等の装備の充実について、特段の支援を行うこと。
- 3 静岡県民以外の多数の旅行中・移動中の国民が保護対象になる可能性があることから、物資の備蓄量の充実や施設整備について、特段の支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月16日

静岡県藤枝市議会

衆議院議長 横路孝弘 殿

参議院議長 平田健二 殿

内閣総理大臣 野田佳彦 殿

総務大臣 川端達夫 殿

経済産業大臣 枝野幸男 殿

内閣府特命担当大臣(原発事故) 細野豪志 殿

内閣府特命担当大臣(防災) 平野達男 殿